

未来のわたし

(ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け)
(ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け)

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「未来のわたし(ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け)」、「未来のわたし(ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月14日に関東財務局長に提出しており、2025年3月30日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2024年12月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆364億円
(2024年12月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
【ホームページアドレス】
<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略 称
未来のわたし(ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け)	～1972年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け)	1973～1977年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け)	1978～1982年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け)	1983～1987年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け)	1988～1992年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け)	1993～1997年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け)	1998～2002年生まれ向け
未来のわたし(ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け)	2003～2007年生まれ向け

◆上記各ファンドを総称して「未来のわたし」または「ファンド」という場合があります。また、それぞれのファンドを「各ファンド」という場合があります。

<商品分類および属性区分>

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型	内 外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あ り (部分ヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式、債券、不動産投信等)資産配分変更型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 多様な資産クラスに投資を行い、リスクを分散しながら長期的に安定したリターンの獲得をめざします。

- 主として、投資信託証券^(※1)への投資を通じて、国内株式、世界株式、米国株式、欧州株式、新興国株式、およびREIT・コモディティ関連株式(以下、これらを総称して「株式」といいます。)、国内債券、絶対収益追求型債券、世界債券^(※2)、海外長期国債、およびハイイールド債券(以下、これらを総称して「債券」といいます。)等に実質的に投資します。

(※1) 投資信託証券によっては、投資対象国に日本を含む場合があります。

(※2) 世界債券には新興国の債券も含まれます。

※上記資産は投資対象とする指定投資信託証券の投資対象資産クラスを示しています。

- 投資対象となる投資信託証券(以下「指定投資信託証券^(※3)」といいます。)は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

(※3) すべての指定投資信託証券へ投資するとは限りません。

- 投資信託証券の組入比率は原則として、高位を維持します。

- 実質組入外貨建資産に対しては、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

2 生まれ年に応じてターゲット・イヤーを設定し、最適な資産配分をめざします。

- 各ファンドでは、想定する生まれ年に応じてターゲット・イヤー(想定退職年)を定め、ライフステージに応じた最適な資産配分(グライドパス)をめざします。ターゲット・イヤーに近づくにつれて、徐々に株式の実質投資比率を減らして債券の実質投資比率を増やすことでリスクを逡減させ、長期的な資産形成に資することをめざします。加えて、ターゲット・イヤー到達以降も継続して株式および債券の実質投資比率を調整します。

<各ファンドのターゲット・イヤー>

ファンド	ターゲット・イヤー(想定退職年)
～1972年生まれ向け	2035年
1973～1977年生まれ向け	2040年
1978～1982年生まれ向け	2045年
1983～1987年生まれ向け	2050年
1988～1992年生まれ向け	2055年
1993～1997年生まれ向け	2060年
1998～2002年生まれ向け	2065年
2003～2007年生まれ向け	2070年

※各ファンドの資産配分推移のイメージ図はP3～P6をご参照ください。



ファンドの目的・特色

3 指定投資信託証券の選定、各投資対象資産クラスや各指定投資信託証券への投資比率の決定にあたっては、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社^(※4)の投資助言を受けます。

- わが国の世代ごとの多様な所得水準、年金制度やその拠出・受給水準、積立資産動向や経済成長予測などを勘案し、退職後の安定的な消費水準の確保と資産保全をめざします。
- 各ファンドのターゲット・イヤーと長期的視点に基づき、投資対象資産クラスの基本資産配分を決定します。加えて、短・中期的視点に基づく資産配分戦略により、市場環境の変化に対応した資産配分を行います。
- さらに、市場全体のパフォーマンスを上回ることをめざすアクティブ戦略を一部の指定投資信託証券に組み入れることによって、さらなるリターンの上昇をめざします。

(※4) ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社は、1937年に設立され米国ボルティモアを本拠に世界で業務展開するティー・ロウ・プライス・グループ(以下、「ティー・ロウ・プライス」)の日本拠点です。

ティー・ロウ・プライスについて

- ・ティー・ロウ・プライスは、80年以上の歴史を持つ老舗の資産運用会社で、長い歴史の中で培われた信頼性と実績は、多くの投資家から高い評価を受けています。
- ・2002年に米国最初のターゲット・イヤー・ファンドを設定し、20年以上にわたりこの分野の先駆者として業界をリードしてきました。特に、多くのターゲット・イヤー・ファンドがパッシブ運用を採用する中、ティー・ロウ・プライスはアクティブ運用とパッシブ運用の長所を組み合わせた運用を行い、パッシブ運用を上回るパフォーマンスを目指しています。

(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成

運用プロセス

グライด์パス設計

- ・わが国の世代ごとの多様な所得水準、年金制度やその拠出・受給水準、積立資産動向や経済成長予測などを勘案し、グライด์パス(ライフステージに応じた株式・債券比率)を設計

基本資産配分比率の決定

- ・各ファンドのターゲット・イヤーと長期的視点に基づき、投資対象資産クラスの基本資産配分比率を決定

指定投資信託証券の選定

- ・各投資対象資産クラスについて、アクティブ戦略やパッシブ戦略など具体的に組み入れる指定投資信託証券を選定

資産配分比率の調整

- ・6～18ヵ月先の短・中期的な市場環境の見通しに応じて、資産配分比率を調整

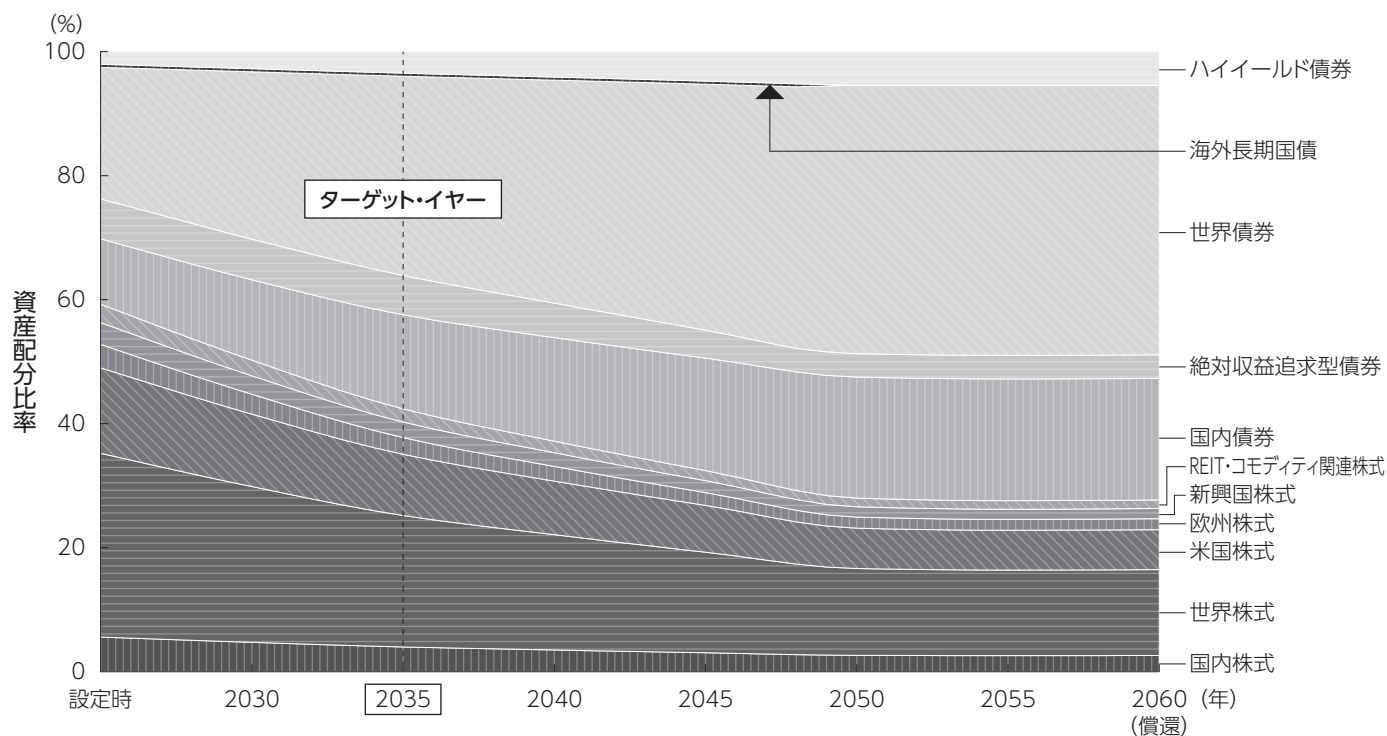
※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2025年3月14日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成



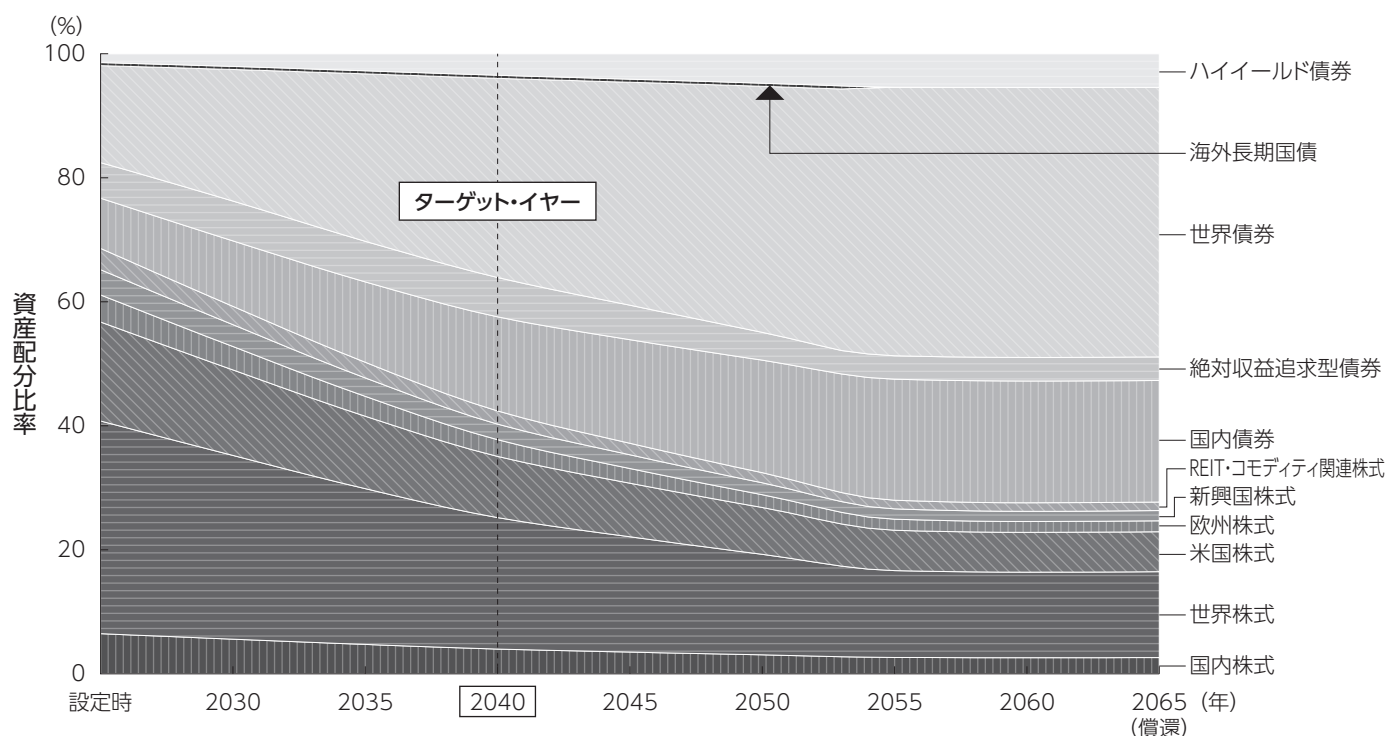
ファンドの目的・特色

各ファンドの資産配分推移のイメージ図

～1972年生まれ向け



1973～1977年生まれ向け



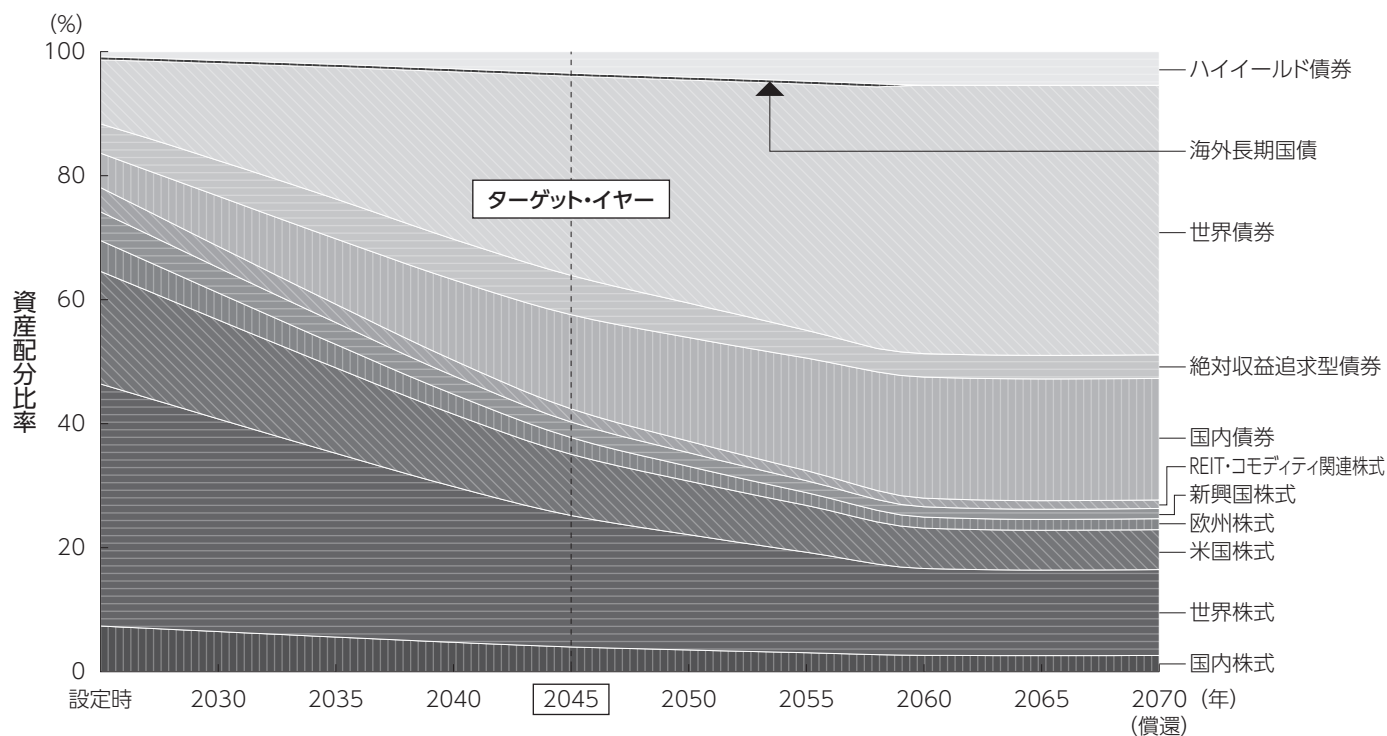
※上記は当初設定時の想定資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来上記の通りに運用を行うことを保証するものではありません。また、市場環境が大きく変化した場合等には、上記のような運用ができなくなる場合や変更される可能性があります。
(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

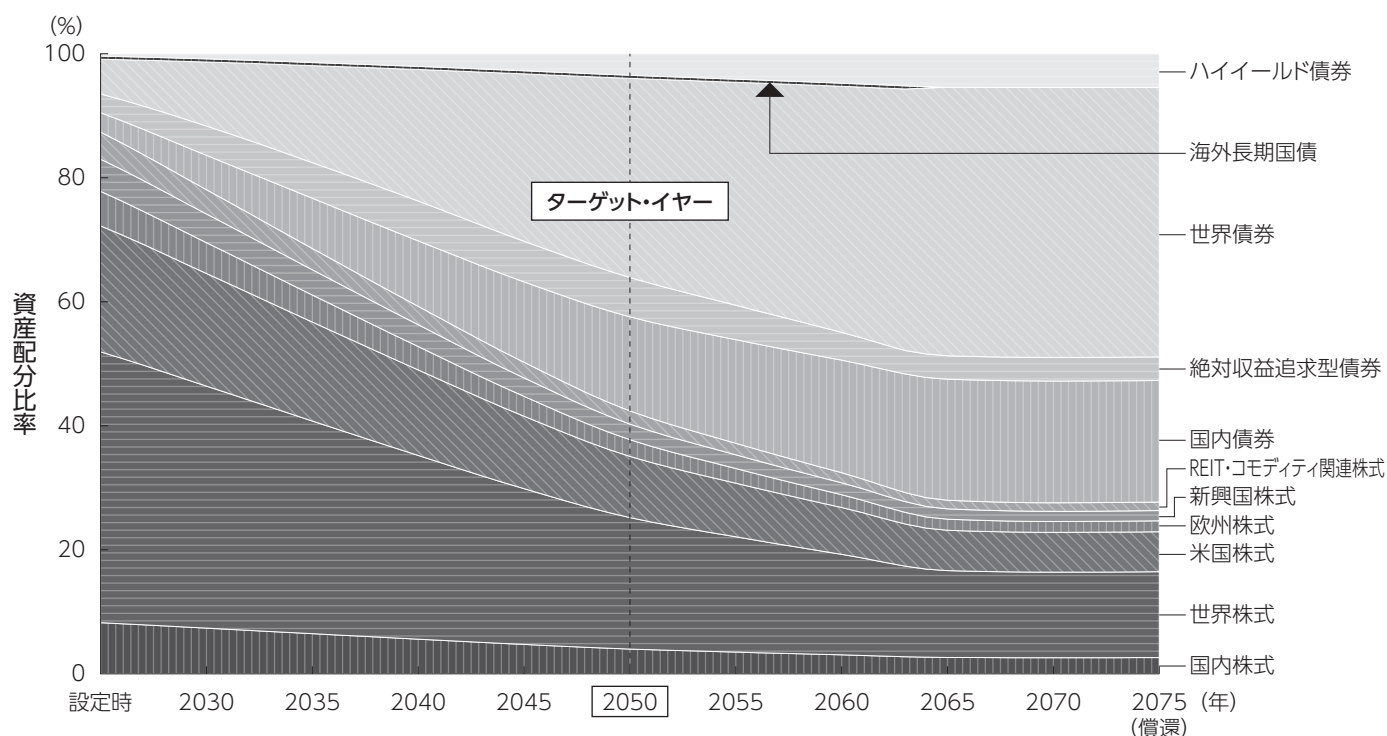


ファンドの目的・特色

1978～1982年生まれ向け



1983～1987年生まれ向け



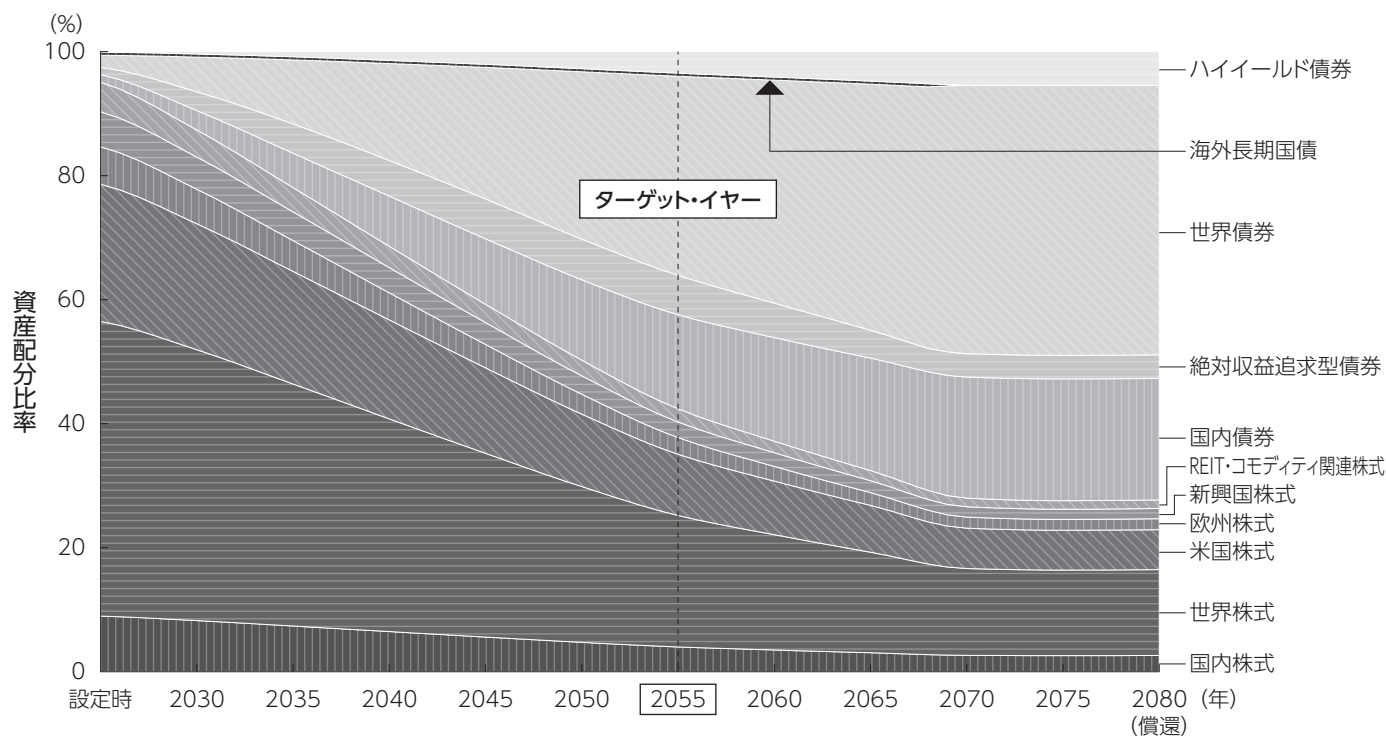
※上記は当初設定時の想定資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来上記の通りに運用を行うことを保証するものではありません。また、市場環境が大きく変化した場合等には、上記のような運用ができなくなる場合や変更される可能性があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成

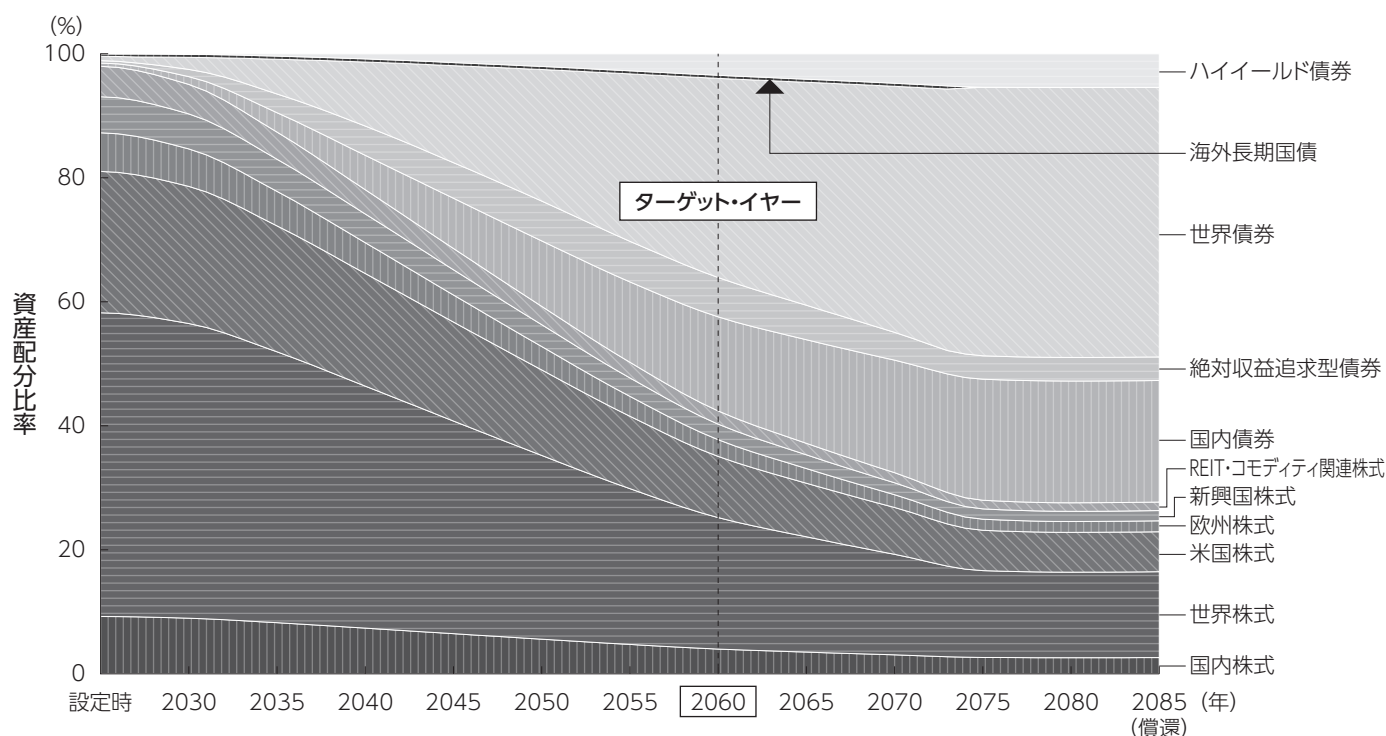


ファンドの目的・特色

1988～1992年生まれ向け



1993～1997年生まれ向け



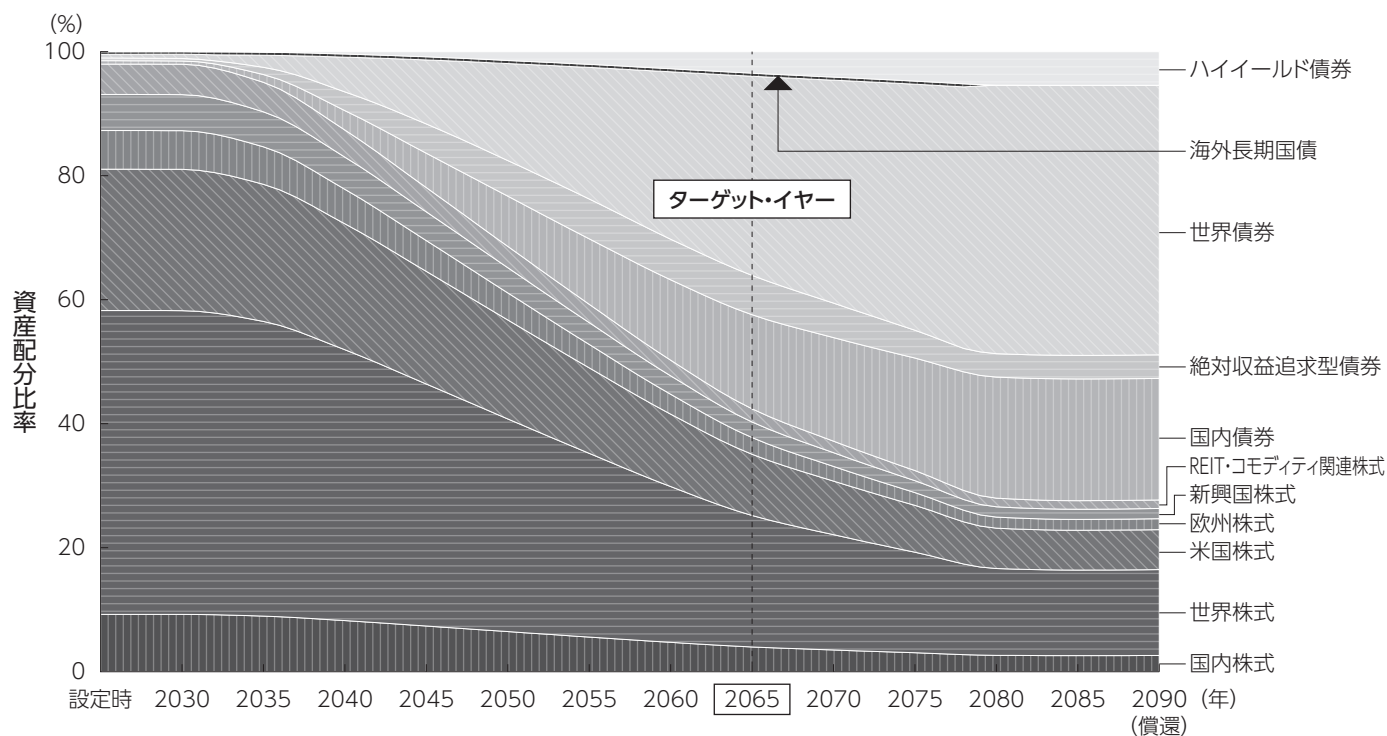
※上記は当初設定時の想定資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来上記の通りに運用を行うことを保証するものではありません。また、市場環境が大きく変化した場合等には、上記のような運用ができなくなる場合や変更される可能性があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成

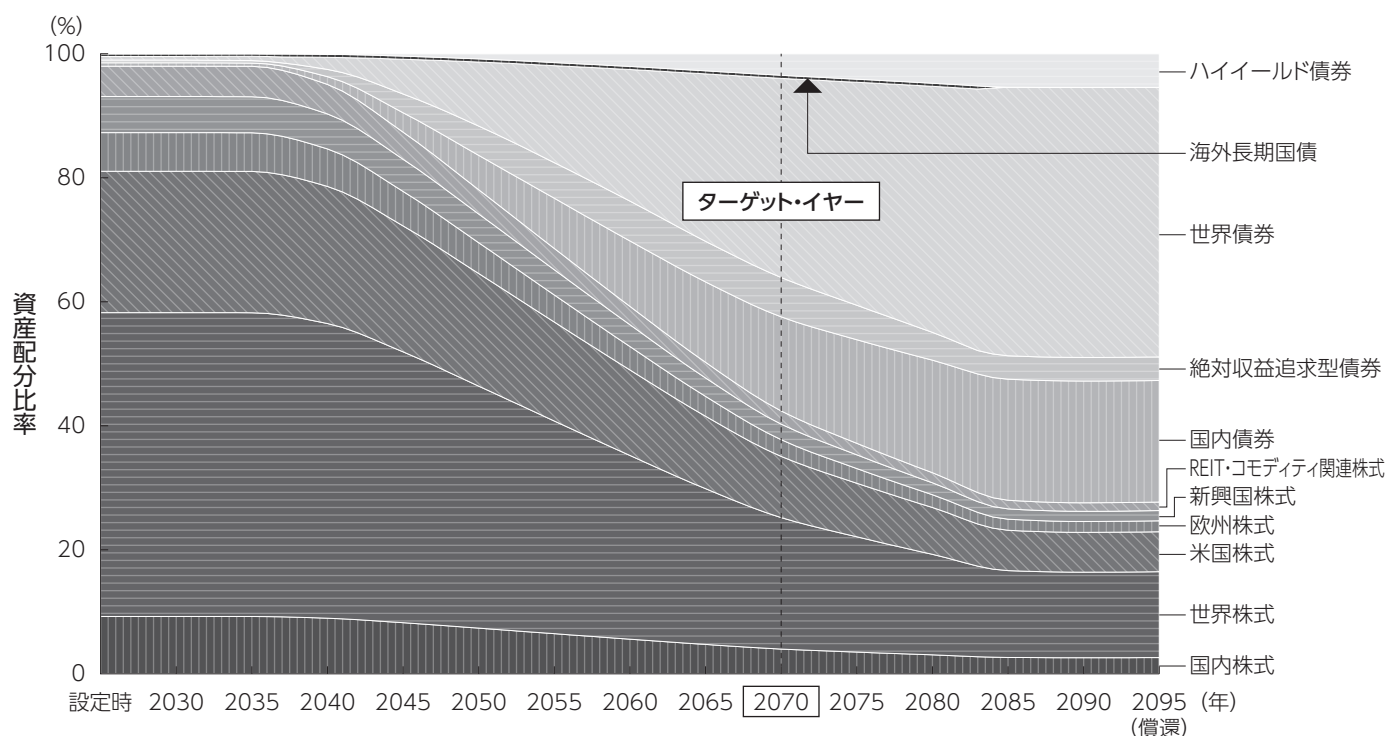


ファンドの目的・特色

1998～2002年生まれ向け



2003～2007年生まれ向け



※上記は当初設定時の想定資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来上記の通りに運用を行うことを保証するものではありません。また、市場環境が大きく変化した場合等には、上記のような運用ができなくなる場合や変更される可能性があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス・ジャパンの情報を基に委託会社作成

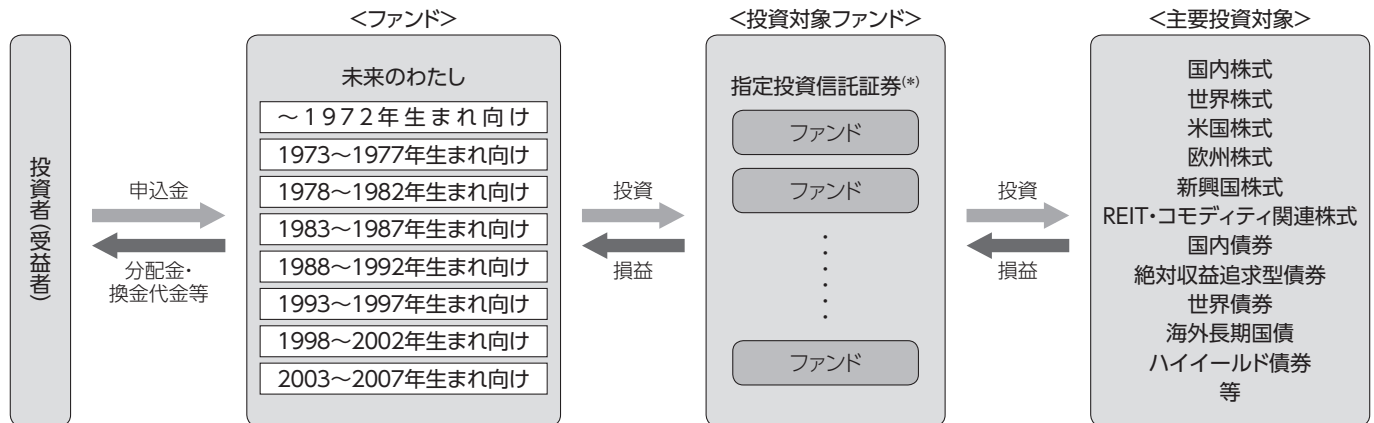


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(*)指定投資信託証券の概要については、次頁の「追加的記載事項」をご覧ください。

■ 主な投資制限

- ・ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■指定投資信託証券の概要(有価証券届出書提出日(2025年3月14日)現在)

投資対象とする指定投資信託証券の概要は以下のとおりです。

※すべての指定投資信託証券へ投資するとは限りません。また、指定投資信託証券によっては、投資対象国に日本を含む場合があります。

※指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直します。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

投資対象資産クラス		投資対象ファンド
株式*	国内株式	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
	世界株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-グローバル・ストラクチャード・リサーチ株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
	米国株式	バンガード・ラッセル1000グロースETF
		バンガード・ラッセル1000バリューETF
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-米国中小型株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
	欧州株式	iシェアーズ・コアMSCIヨーロッパETF
	新興国株式	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-新興国株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-新興国ディスカバリー戦略株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
	REIT・コモディティ関連株式	世界リートインデックスマザーファンド
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-グローバル・ナチュラル・リソース株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
債券*	国内債券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
	絶対収益追求型債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-ダイナミック・グローバル債券ファンド-Snシェアクラス(JPY)
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-ダイナミック・クレジットファンド-Snシェアクラス(JPY)
	世界債券	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-ダイバーシファイド・インカム債券ファンド-Snシェアクラス(JPY)
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-グローバル総合債券ファンド-Sbシェアクラス(JPY)
		ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-米国総合債券ファンド-Snシェアクラス(JPY)
	海外長期国債	iシェアーズ 米国債20年超 ETF(為替ヘッジあり)
	ハイイールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-グローバル・ハイ・インカム債券ファンド-Snシェアクラス(JPY)

*株式の実質組入外貨建資産は、原則として、各投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。債券の実質組入外貨建資産は、各投資対象ファンドにおいて、原則として対円での為替ヘッジを行います。ただし、投資対象ファンドによっては、限定的に為替ヘッジを行う場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、国内外の株式、債券、リート等に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

金利変動 リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

不動産投資 信託証券 (リート)の 価格変動 リスク

リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の減失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。



投資リスク

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドおよび各組入投資信託証券は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。

為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の株式、債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場、債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場、債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 各ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

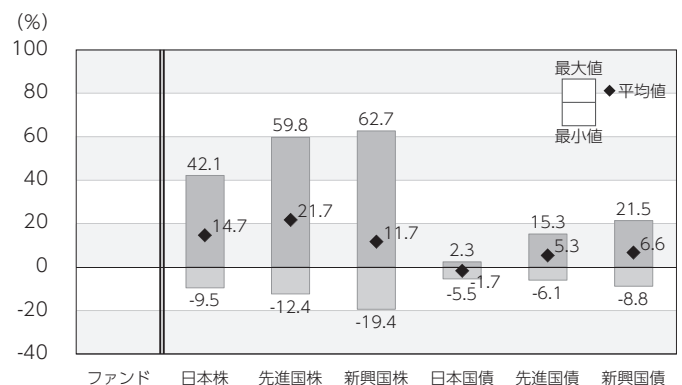
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

～1972年生まれ向け
1973～1977年生まれ向け
1978～1982年生まれ向け
1983～1987年生まれ向け
1988～1992年生まれ向け
1993～1997年生まれ向け
1998～2002年生まれ向け
2003～2007年生まれ向け

該当事項はありません。



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2020年1月～2024年12月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はあります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、各ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※各ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年3月31日から2026年3月19日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ルクセンブルクの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	<～1972年生まれ向け>：2060年12月20日まで(2025年3月31日設定) <1973～1977年生まれ向け>：2065年12月21日まで(2025年3月31日設定) <1978～1982年生まれ向け>：2070年12月22日まで(2025年3月31日設定) <1983～1987年生まれ向け>：2075年12月20日まで(2025年3月31日設定) <1988～1992年生まれ向け>：2080年12月20日まで(2025年3月31日設定) <1993～1997年生まれ向け>：2085年12月20日まで(2025年3月31日設定) <1998～2002年生まれ向け>：2090年12月20日まで(2025年3月31日設定) <2003～2007年生まれ向け>：2095年12月20日まで(2025年3月31日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券のうち、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVのすべてが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・各ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。



手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.7865%～0.836%(税抜0.715%～0.76%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。 <～1972年生まれ向け>			
		計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
		信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
		第1計算期 (設定日から2025年決算日まで) ----- 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
		第2計算期から第11計算期まで (2025年決算日翌日から 2035年決算日まで) ----- 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
		第12計算期から第36計算期まで (2035年決算日翌日から 償還日まで) ----- 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%



手続・手数料等

運用管理費用
(信託報酬)

各ファンド

<1973～1977年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第6計算期まで (設定日から2030年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第7計算期から第16計算期まで (2030年決算日翌日から 2040年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第17計算期から第41計算期まで (2040年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%

<1978～1982年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期 (設定日から2025年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)	0.420%	0.315%	0.025%
第2計算期から第11計算期まで (2025年決算日翌日から 2035年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第12計算期から第21計算期まで (2035年決算日翌日から 2045年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第22計算期から第46計算期まで (2045年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%



手続・手数料等

運用管理費用
(信託報酬)

各ファンド

<1983～1987年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第6計算期まで (設定日から2030年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)	0.420%	0.315%	0.025%
第7計算期から第16計算期まで (2030年決算日翌日から 2040年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第17計算期から第26計算期まで (2040年決算日翌日から 2050年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第27計算期から第51計算期まで (2050年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%

<1988～1992年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第11計算期まで (設定日から2035年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)	0.420%	0.315%	0.025%
第12計算期から第21計算期まで (2035年決算日翌日から 2045年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第22計算期から第31計算期まで (2045年決算日翌日から 2055年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第32計算期から第56計算期まで (2055年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%



手続・手数料等

運用管理費用
(信託報酬)

各ファンド

<1993～1997年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第16計算期まで (設定日から2040年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)	0.420%	0.315%	0.025%
第17計算期から第26計算期まで (2040年決算日翌日から 2050年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第27計算期から第36計算期まで (2050年決算日翌日から 2060年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第37計算期から第61計算期まで (2060年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%

<1998～2002年生まれ向け>

計算期間	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
信託報酬	委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から第21計算期まで (設定日から2045年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)	0.420%	0.315%	0.025%
第22計算期から第31計算期まで (2045年決算日翌日から 2055年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)	0.410%	0.310%	0.025%
第32計算期から第41計算期まで (2055年決算日翌日から 2065年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)	0.400%	0.305%	0.025%
第42計算期から第66計算期まで (2065年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)	0.390%	0.300%	0.025%



手続・手数料等

運用管理費用 (信託報酬)	各ファンド	<2003～2007年生まれ向け>				
		計算期間		運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)		
		信託報酬		委託会社	販売会社	受託会社
		第1計算期から第26計算期まで (設定日から2050年決算日まで) 年率0.836%(税抜0.76%)		0.420%	0.315%	0.025%
		第27計算期から第36計算期まで (2050年決算日翌日から 2060年決算日まで) 年率0.8195%(税抜0.745%)		0.410%	0.310%	0.025%
		第37計算期から第46計算期まで (2060年決算日翌日から 2070年決算日まで) 年率0.803%(税抜0.73%)		0.400%	0.305%	0.025%
		第47計算期から第71計算期まで (2070年決算日翌日から 償還日まで) 年率0.7865%(税抜0.715%)		0.390%	0.300%	0.025%
		支払先		主な役務		
		委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価			
		販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価			
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価					
※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社)に対する投資顧問報酬(各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.022%(税込)を乗じて得た額)が含まれます。						
指定投資 信託証券	指定投資信託証券は、以下の範囲で信託報酬がかかります。 指定投資信託証券の日々の純資産総額に対して、年率0%～0.154%(税抜0.14%)程度 上記信託報酬は指定投資信託証券ごとに異なります。 ただし、指定投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 なお、指定投資信託証券のうち、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの運用報酬に充当される額を含む管理会社の費用相当額(事務管理費用、保管費用等を除く)は、当該外国投資信託証券の資産からは支払われません。ただし、各ファンドの純資産総額の年率0.16%～0.20%が、委託会社からティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの投資運用会社であるティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ運用報酬に充当される額を含む管理会社の費用相当額として支払われます。当該費用相当額は、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの組入状況によって変動します。					
	実質的な 負担	<～1972年生まれ向け><1973～1977年生まれ向け> 各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.8865%～0.9195%(税抜0.815%～0.845%)程度(概算)				
		<1978～1982年生まれ向け><1983～1987年生まれ向け> <1988～1992年生まれ向け><1993～1997年生まれ向け> <1998～2002年生まれ向け><2003～2007年生まれ向け> 各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.8865%～0.936%(税抜0.815%～0.86%)程度(概算)				
		※上記は、ファンドの信託報酬率と指定投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率の概算です。指定投資信託証券の信託報酬率は、指定投資信託証券の想定配分比率等に基づき算出したものです。 この値は目安であり、指定投資信託証券の実際の配分比率が変動する可能性や、指定投資信託証券が変更される可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。				



手続・手数料等

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※投資対象とする指定投資信託証券においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

MEMO

